

## 和歌山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成26年11月10日（月）午後1時30分から午後4時00分まで

### 第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員）

岩橋範子，上岡美穂，清井昭彦，久保富三夫，小林直樹，佐村浩之（委員長），  
田村光穂，日和一正，藤井幹雄，藤田清司，山口真司

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

森首席家庭裁判所調査官，伊藤首席書記官，平澤次席家庭裁判所調査官，尾添  
主任家庭裁判所調査官，松井事務局長，三好事務局次長，大本総務課長，四元総  
務課課長補佐，塩飽事務官

### 第4 議事

#### 1 開会

#### 2 新任委員紹介

#### 3 委員長選任

委員の互選により，佐村委員が委員長に選任された。

#### 4 前回の議事概要等

説明者（家裁総務課長）が，前回委員会テーマ「裁判所の新庁舎について」  
に関して，前回の委員会後，庁舎に案内板を増設置したことなどを報告した。

#### 5 テーマ「少年審判における教育的措置等について」

尾添主任家庭裁判所調査官から，少年審判の手続，統計から見た少年事件  
の状況及び教育的措置に関する当庁の実情と課題について説明を行った。

意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

- いたずら目的の110番や落書きや，器物損壊事案に関わる教育的措置として，和歌山城の清掃活動の紹介がありましたが，その活動は再非行防止に寄与しているのですか。
- 再非行防止の寄与については，統計的なデータを示すことはできませんが，色んな人と作業をして汗を流すことで得られる達成感や，少年と親，あるいは少年友の会の人とのコミュニケーションの中で，晴れ晴れした気持ちになってくるということが概して言えるのではないかと思います。
- いたずらなどの罪を犯した少年については，清掃活動などをさせているところですが，清掃活動だけをさせているということではありません。まずは，いたずらのつもりでやったことがどのくらい危険性があるのか，あるいは近隣の人たちがどのくらい迷惑しているのかについて，面接の中で振り返りをさせたり，考えさせたりしています。
- やはり，犯罪行為をしっかり自覚させることが大事で，事案に応じて，審判期日で裁判官から少年に対する質問や説諭をすることによって，犯罪行為を反省させたり，清掃活動に参加させることによって，自尊心を高めさせたりしています。
- 清掃活動の参加については，ペナルティを受ける印象があり，少年が自ら清掃活動をやっているのか気になるところです。ただ，清掃活動以外に何をすればいいのかは困るところですが，社会の役に立ち，何をしてみようかということ自分で考えさせるのはどうでしょうか。

感想文については，普通はいいことを書かなければならないというのがあり，そうだとすれば，教育的にあまりよくないのではないのでしょうか。また，感想文の紹介では，和歌山城にあまりゴミがなかったということでしたが，

達成感というのは、ゴミがあるところを一日汗水流して清掃して感じるものではないでしょうか。

- 御指摘のペナルティの点については、そうならないように運営していきたいと考えています。

なお、御指摘の感想文ですが、和歌山城にゴミがなかったということが書かれていたということは、つまりは、誰かがきれいに清掃してくれているということを学んだとして紹介させていただいたものです。

- 万引き被害を考える親子の会（以下「万引き被害の会」という。）の講習や清掃活動に参加した少年が、再非行を犯して家庭裁判所に事件係属したということは過去にあるのでしょうか。

- 万引き被害の会の講習は、平成24年度に3回実施して28ケース、平成25年度に4回実施して33ケースの受講がありますが、その合計61ケースの前歴を検索したところでは、再度の事件係属があったのが9件であり、14.8%ということになります。そのうち、少年院送致となっている少年は3人です。また、講習後に人身事故等により交通事故で事件係属したのが4ケース、講習の時点で既に非行がわかっている、後から事件が送致されたものが1件ありました。

- 再犯は少ないということになるのでしょうか。

- 累非行率（家庭裁判所に係属した事件のうち、処分歴がある事件が占める割合）という統計があります。これは、ある事件の処分を決定した後に、その処分前に当該少年が起こした事件が余罪として送致されてくる場合も含まれますので、純粋な再犯率とは異なることにはなります。

まず、全国の家裁の累非行率は、平成18年度以降40%を上回っている状態が続いていましたが、平成25年度は39.1%とやや減少しています。

次に、和歌山家裁の累非行率は、事件数が少ない分、乱高下があり

ますが、平成20年度から22年度にかけて40%を上回っていたところ、平成23年から40%を下回るようになり、平成24年度と25年度は、37%台と低めの数値で推移しています。

- まず、少年や保護者に対して講習などを複数回実施することにより、再非行率は下がると考えられているのでしょうか。

次に、講習などの参加を呼びかけても来ない人に対しては、どのような取組をされているのでしょうか。

最後に、少年友の会などのボランティアの受入れについての広報はどのようにされているのでしょうか。

- 講習などを複数回実施することによって、再非行率が下がって更生率が高まるとは思います。万引き被害の会の講習のような集団型講習の対象者は、基本的には、不処分や審判不開始で終了するような比較的再非行のおそれ小さいと思われる者を選んでいきます。また、保護者の姿勢に問題があったり、実質的に難しい少年の場合には、他の少年に悪影響を与えるような態度が予想されるので、そのような場合は対象から除外しています。

講習については、問題の少ない少年には、回数が1回であってもインパクトはありますが、問題のある少年については、試験観察を行い一定期間家庭裁判所で少年を観察し、月2回ほど面接を行います。その場合には、面接に加えて万引き被害の会の講習や清掃活動に参加させる場合もあります。

呼びかけても来ない人については、和歌山の少年の場合には、少年や保護者で露骨に拒否する人はほとんどいません。しかし、大都市の都会となると、呼びかけに応じない少年もいると聞いています。その場合には、教育的措置が難しいので、保護処分や観護措置をとることもあると思っています。

少年友の会については、昭和40年頃に東京家裁の調停委員によって発足し、全国の家裁に広がったもので、現在は少年の教育的措置に関わっていただいているところですが、将来的には他のボランティア等にも広げる余地は

あると考えます。学生ボランティアについては、和歌山家裁では組織できていませんが、大学が多い地域では、教育学や心理学を学んでいる学生に依頼して、大学のゼミから供給してもらっているということがあります。

● 集団型講習については、再非行がないと思われる比較的軽い人を集めて講習を行うとのことですが、先ほど説明のあった万引き被害の会の講習を受講した61ケースのうち、再非行によって少年院送致となったのが3人で、全体の5%になりますが、この点について分析されたことはあるのでしょうか。

■ 万引き被害の会の講習の対象少年の全てについて、不処分や審判不開始が見込めるということ为前提とするものではなく、保護観察中や在宅試験観察中の少年のうち、万引き被害について学ばせたいという少年も対象に含まれています。また、非行性がある程度進んでいると思われても、審判期日まで講習を受講させてから審判を行いたいというときにも講習を受講させることもあり、実際には非行性や終局処分が異なっているところです。

● 最終的に少年院送致となった3人のケースから、何らかの教訓は得られたのでしょうか。

■ 御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

● 例えば自治会でも年に一、二回は清掃を行うと思いますが、そのような団体に対し、諸条件が合えば参加を検討する余地はあるのでしょうか。

■ 少年自身に社会奉仕活動を探させて活動をさせるというような指導を行っているケースはあります。具体的には、市の社会福祉協議会からボランティアを紹介してもらい、自分に合う参加できるものを少年自身に見付けさせ、何回か活動をさせて、その結果を見極めた上で審判を行うことはあります。

なお、自治会の清掃活動に参加させたことは聞いたことがありませんが、時期が合えば可能であるとは思いますが。

○ 教育的措置の中にある「保護者会」に関して、同じような会が民間団体においては各地にあり、そのような取組は大事だと思いますが、家裁が中心と

なって取り組まれている例を紹介いただけませんか。

- 親子合宿に合わせて保護者会をする場合もあれば、万引き被害の講習を少年に受講させているときに、保護者グループには別に話をするというような運営を行っている庁はあります。また、在宅試験観察中のケースで、保護者だけを呼んで、保護者会を実施するという例もあります。

なお、私が以前に勤務していた大阪家裁には保護者会があり、保護者の方に集まってもらい、家裁の担当調査官がファシリテーターとなることがありました。その簡単な流れとしては、平日の日中なので母親が参加されることが多かったですが、匿名ですので名札に呼んでもらいたい名前を記載してもらい、自己紹介をしてもらっていました。そして、ファシリテーターによって、各参加者が思いの丈を話すことができ、支え合えるように導き、会を運営していました。

- 保護者の方の悩みが多いと聞いたことがありますので、そのような取組は大事だと思います。また、万引き被害の会の講習は、和歌山家裁以外にも田辺支部や新宮支部でも実施されているのでしょうか。
- これまで和歌山家裁の本庁に送致された少年に対して実施していましたが、今年度は田辺支部でも実施できるよう措置を講じています。
- 清掃活動については、縁もゆかりもない場所を清掃するよりも、地域の施設を清掃の方が満足感や達成感が得られやすいのではないかと感じました。
- まず、教育的措置をとることによって、審判に何らかの影響はあるのでしょうか。そして、どのようなときに試験観察の機会を与えるのでしょうか。

次に、教育的措置を受けた後に事件が終局し、学校に戻すときに、裁判所から教育的措置が継続的に引き継がれる、あるいは裁判所から効果のある例を伝えるなどして、教育現場と連携し、教育現場が引き続いてやっていけるようなシステムはあるのでしょうか。学校と司法とが連携して、子供の再犯を防ぐために最善を尽くすことが大切であると考えており、その点について

説明いただけませんか。

- 近年始まった教育的措置は、少年に対し、正しいこと悪いことという規範的な関わりだけではなく、そのような関わりとは違った角度から少年にアプローチするものともいえます。

万引き被害の会の講習であれば経済的損失の側面から、怪我であれば医学や保健学等などの立場からアプローチしていきます。また、社会福祉活動である清掃活動や老人ホームの活動では、自分が役に立つことをして、人から感謝されるというところにアプローチしていきます。

教育的措置を受けた少年は、刺激を与えられたということで、その後の審判においては、少年の視野も広がり、いい意味でリラックスして裁判官とも向き合うことができていると感じています。

なお、一般的に試験観察になるのは、身柄事件になった少年が多く、不処分、審判不開始となる少年に比べると難しい少年ということになりますが、その中で面接指導に加えて教育的措置をとることもあります。

次に、教育的措置をとった後等ですが、現在、県警が立ち直り活動として、農業体験や海岸清掃を行っていることは把握しているところです。また、保護観察所においては社会貢献活動を始めており、老人ホームで介護補助のボランティアを行っています。

なお、和歌山家裁においては、試験観察を行った少年に対し、5日間ほど老人ホームで社会奉仕活動を行わせたことがあります。その少年は、保護観察処分で終了しましたが、保護観察所も少年に対し、社会貢献活動としてボランティアを促したところ、ぜひやりたいということで、保護観察所でも積極的にボランティアを行っているということを聞いています。その意味では、裁判所が行った教育的措置の後、少年を中学校に戻すときに、どのような措置をとったのか、どのようなことに興味を持っていたのかを引き継ぐことは有意義であると考えています。

○ 学生ボランティアを利用することは、プラス効果があると考えています。つまり、少年にとっては、少年たちに近い年齢層の人と関わることで学ぶことも多いでしょうし、教育学部などの学生にとっては、学校現場で授業を教えるスキルは重要ではありますが、それとは別に生徒指導のスキルも非常に重要なのですが、普通はそういうことを学ぶ機会が学生にはありません。そのため、学生が少年たちと関わることによって、学生が教職に就いたときにも効果を発揮する場面もあるのではないかと思いますので、裁判所の活動の中に、学生ボランティアも入れていただくことも考えていただければと思っています。

○ 万引き被害の会の講習の対象者は、万引きをした少年と保護者ということで、対象者を限定してやっておられるのでしょうか。また、いたずら目的の110番の場合には、その少年と保護者が和歌山城の清掃を行うことが決まっているのでしょうか。また、和歌山城の清掃活動の課題として、各調査官が個別に清掃活動を実施しているということですが、その点について説明いただけませんかでしょうか。

■ 万引き被害の会の講習の対象者は、限定しているものではなく、この会に参加することが学びに繋がると考えられる少年ということになります。本件非行が万引きでなくとも過去に万引きをしたことがあるなど、少年の教育的な狙いに合致すれば、積極的に対象者に入れていきます。社会奉仕活動についても同様で、非行の態様だけでなく、老人ホームでの活動により期待する狙いがあり、それを少年や老人ホームの施設と共有しながら進めています。

各調査官が個別に清掃活動を実施していることについて説明します。清掃活動は年間計画を立てて行っているものではなく、少年を清掃活動に参加させたいということになれば、日を決めてから少年友の会に連絡をしています。また、公園事務所には、清掃道具を用意してもらうなど、事前折衝をその都度行っています。そして、当日は、少年と保護者の出頭を確認し、活動後は、

振り返りなどの感想文の取りまとめを個別に行っているのが実情です。

なお、清掃活動の場所は、本庁が管轄する少年は和歌山城を予定していますが、田辺支部の場合は海岸の清掃や、新宮支部の場合は駅前の自転車置場での自転車の片づけなどを行っており、地元で活動する場所があります。

- 全国的に犯罪をする少年の多くは、ネグレクトや親から子に対する暴力が行われてきた家庭環境で育っているということを聞きますが、万引きをする少年における家庭環境はどのようなのでしょうか。
- 万引きについては、昔から一定程度ある非行で、万引きの少年ということでひとくくりにはできませんが、家庭環境との関連が一定割合あるのだらうと思います。また、人知れずわからないように鞆に入れるような手口から、最近ではカゴに入れて突っ走って出るというような荒っぽい手口があり、万引きの目的は、欲しかったというもの以外に、みんなで宴会をするためという例もあります。そうなりますと、グループ内の反社会的な考え方に影響されて勢いでやってしまったり、先輩に脅されてやってしまったりというようなこともあります。
- 万引きがスタートラインとなって、恐喝や強盗などにエスカレートすることもあるようですが、清掃活動をさせるにしても、経験上、トイレ清掃など、一緒に汗をかいて何度もやると子供たちは変わることから、最初の段階で徹底してやるべきところはやるべきだと思います。

それから、テレビで流れている世界の子供たちが生きていけないという映像を見せたり、同じ世代で障害を持っている子供たちと触れ合わせることもあるのではないのでしょうか。

最後に、怒りを抑えるアンガーマネジメントというものがありますが、子供に対して行うだけでなく、親にも行うべきであると思います。

- 最近では、万引きのメカニズムを考えると、万引きの原因を直線的な因果関係を持って説明するのではなく、家庭環境面の要因、少年の生物学的

側面からの要因や心理的な心の動きはどうだったかというような繋がりから理解しようとしているところです。

アンガーマネジメントについては、保護者に対する措置に繋がるものであると思います。また、改正少年法には、保護者に対しても措置ができると定められており、きっちりと保護者に対しても措置を講じていかなければいけないと感じているところです。

- 裕福な家庭に育っている少年が、仲間を集めて大きな事件を起こしたり、ボス的な存在となって大きなことをさせたりすることがあり、悪い意味でのリーダーシップを発揮することがあるようなので、その点は注意深く検討をお願いします。

◎ 本日は貴重な御意見をありがとうございました。

6 次回委員会の意見交換テーマ

成年後見について

7 次回委員会の開催日時

平成27年5月25日（月）午後1時30分

8 閉会